

金沢市離職者等正規雇用緊急奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い採用内定を取り消された学生や解雇された方を正社員として新たに雇用した中小企業の事業主の方に、奨励金を交付し、雇用の安定を図ります。

1. 対象となる事業主

次の①～④いずれにも該当する事業主

- ①市内に本社がある中小企業であること
- ②令和2年4月1日から12月31日の間に、対象労働者（離職者等）を正規雇用労働者として新たに雇入れ、継続して雇用していること
※過去に当該労働者を雇用していたことがある場合や、当該労働者が役員等の3親等以内の親族である場合は対象になりません。
- ③雇用保険適用事業所であること
- ④市税の滞納がないこと

2. 対象となる労働者（離職者等）

次の①②いずれにも該当する方（1事業主あたり3人まで）

- ①令和2年2月25日から6月30日の間に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、ア.採用内定を取り消された方又はイ.解雇等（解雇とみなされる雇い止め、労働契約・労働者派遣契約の中途解除を含む）された方
- ②雇用された日から継続して金沢市に住所を有する方

3. 交付対象期間 雇用した月から3か月間

4. 奨励金の額 支払った賃金の1/2（千円未満切捨） 限度額15万円/月

5. 申請方法

雇用した月から1か月ごとに、当該1か月を経過した日から起算して3か月以内に、下記書類を労働政策課へ提出（簡易書留による郵送申請を推奨）

- 【提出書類】・交付申請書
・雇用形態、支払った賃金、勤務の状況を確認できる書類
・請求書

申請・問い合わせ先

〒920-8577（住所記載不要） 金沢市 経済局 労働政策課

TEL:076-220-2199 E-mail:roudou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市はたらくサイト

検索

